

佐渡市一般廃棄物処理基本計画(案)の概要（生活排水処理基本計画）



計画の位置づけ・計画期間

- ・ 廃棄物処理法第6条第1項に基づき、一般廃棄物の減量、適正処理等を推進するための計画（ごみ・生活排水）
- ・ 計画策定に先立ち「廃棄物処理施設整備構想」を取りまとめ
- ・ SDGsといった国際的な潮流等も考慮
- ・ 計画期間は令和3年度から12年度まで(10年間)

生活排水処理の理念

- ・ 快適な生活環境と良好な水辺の形成による「^{いのち}生命あふれる循環の島」の実現

生活排水処理の基本方針

- 基本方針1 地域の状況に合わせた生活排水処理の推進
- 基本方針2 安全かつ安定的・効率的なし尿処理体制の構築
- 基本方針3 水環境保全のための意識啓発の推進

生活排水処理の数値目標

- ・ 公共下水道等への接続の推進、合併処理浄化槽の普及推進により、以下のとおり生活排水処理率の目標を定めます。

令和元年度（実績）	58.5%
令和7年度（中間目標）	78.0%
令和12年度（最終目標）	84.1%

目標達成に向けた施策

3つの基本方針に基づき4つの施策を展開

基本方針1 地域の状況に合わせた生活排水処理の推進

水環境を保全し、安全かつ快適に過ごせるよう、地域の状況に合わせて公共下水道及び合併処理浄化槽を計画的に整備し、生活排水処理の推進に取り組みます。

- 【施策1】 公共下水道等への接続の推進
- 【施策2】 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

基本方針2 安全かつ安定的・効率的なし尿処理体制の構築

収集運搬については、公共下水道の普及などにより、し尿・浄化槽汚泥の収集世帯が減少傾向にあることから、将来にわたって継続性が確保される体制の構築に向け、収集運搬体制のあり方について検討していきます。

また、処理施設については、廃棄物処理施設整備構想を踏まえ、現行の下水投入方式であるし尿受入施設を継続することとします。

- 【施策3】 収集運搬体制の検討

基本方針3 水環境保全のための意識啓発の推進

生活排水処理の必要性等について啓発を行い、市民の水環境保全に対する意識の向上に取り組みます。

- 【施策4】 市民への意識啓発の推進